

区分番号	要請番号	区分	要請先	取扱	新規・継続	要請事項	要請理由	備考
L01	1	労働時間の適切な把握	厚生労働省	A	継続	会社指示により拘束された時間や暗黙の指示による業務を行った時間について、労働日・労働時間を律する法規の目的・定めや、国のガイドラインに合致した解釈や運用が行われないことは、コンプライアンス違反であり是正されるべきものであるとして取り扱うこと	「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき処置に関するガイドライン(平成29年1月20日)」に従わず、乗務員が乗務以外の会社指示業務において労働時間の算入が行われない取り扱いが実態として横行している。例を挙げると、客室乗務員の職場では会社貸与のタブレット端末活用によって閲覧文書が急増した結果、これまで以上に乗務準備へ多くの時間をかけることが常態化している。例えば日本航空では、1泊3日マニラ乗務の下調べとして会社配信の業務連絡は、安全の周知文書が69項目、サービスの周知文書が59項目、その他のインフォメーションが39項目、計167項目に及んでいる。その他、旅客情報や目的地の国への入国の際の情報など多岐にわたる情報の把握が必要とされている。そこで、「医師の研鑽」( <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000526011.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000526011.pdf</a> )を参考にガイドラインの速やかな改訂を実施していただきたい。	継続要請、文言修正
L01	2	労働時間の適切な把握	厚生労働省	A	新規	客室乗務員の休憩を巡る法廷闘争が一定の区切りを迎えた現在、労働時間管理に関する見解について	客室乗務員の休憩時間の確保を巡る法廷闘争が一定の区切りを迎え、労働基準法や「ガイドライン」と勤務実態の乖離が明らかとなった。法廷闘争の結果を踏まえ、労働時間管理に関する現時点での見解をお聞かせいただきたい。また、国土交通省が取りまとめている客室乗務員の疲労管理基準と労働時間管理の関連性について、法的整理と省庁間の連携体制の観点を中心に説明をいただきたい。	新規要請
L02	1	救急ヘリコプター(ドクターヘリ)	厚生労働省	A	新規	運航に携わる人員の衛生管理は厚生労働省の管轄であることを踏まえ、現場の意見聴取を厚生労働省が主体性を持って定期に実施し、衛生環境の維持向上に努めること	ドクターヘリ運航に携わる現場(搭乗整備士)から、輸送患者の汚染物清掃に関して不安の声が報告されている。救急患者の輸送では恒常的に不測の事態が発生する可能性があることから、想定外の状況を極力排除するためにも定期的な状況把握と衛生管理に関する規程類の更新が欠かせない。整備士の配置は航空局、その整備士が行う汚染物清掃は厚生労働省の所管となっていることから両者の連携が不可欠であることを踏まえ、厚生労働省が主体性を持って現場の意見聴取と安全衛生管理を行い、ドクターヘリ運航に反映できるものにする必要があると考える。	新規要請

L03	1	航空労働者のメンタルヘルスケア	厚生労働省	B	<p>航空労働者の勤務には、長時間勤務、シフト勤務や深夜早朝勤務、時差を伴う勤務、スケジュールが頻繁に変更される勤務など、非常に多くの変則的な勤務が存在する。これはいわゆる定時出退社を基本とする勤務体系とは対極をなすものであり、実態として現行の労働基準法や労働安全衛生法で十分に律することが出来ない。しかし、実際に法的には規制されないものの極めて過酷な勤務が発生しており、その結果、精神疾患を患ったり長期の病欠を余儀なくされるものも多数報告されているのが現実である。航空労働者をはじめとする変則時間勤務に携わる労働者の健康を守るために、発生している実態に着眼し必要な制限をおこなう法整備を行うこと</p>	<p>現行の法体系が労働時間や残業時間の累積・頻度など時間数を中心とした法規制となっている一方で、労働が行われる時間帯や時間数が健康的な生活時間帯・生活リズムとの乖離をもたらす変則性に着眼した規制はほとんど無い。変形労働時間制勤務においてはそういった変則性に対する法的な制限が乏しいため、しばしば過酷な変則勤務が横行しまたは常態化してメンタルを含め健康がむしばまれる。</p> <p>航空業界は、航空機が24時間365日休みなく運航されておりあらゆる時間帯に勤務が発生する一方で、航空のほとんどの職域の労働者がそのすべての時間帯をカバーすべく、深夜早朝時間や徹夜の勤務のみならず、始業時間・終業時間や連続就業時間が毎日変化する勤務体系や、国際線乗務員に至ってはそれに加えて朝・昼・晩の生活リズムと体内時計が外地滞在と日本帰着の繰り返しで常に一致できないことは日常茶飯事である。労働契約等をもって一定度の歯止めはあることが一般的であるが、それでも昨今の危機的な人員不足や航空会社のコストカット志向、コロナ禍における業務環境の変化などから、しばしば過度に変則的な勤務が発生し健康被害に至る例は少なくない。これらは労働時間やその累積をもって規制することが中心の現行法体系では、変則性という軸で過酷な勤務を律することが十分に出来ないことに起因する。</p> <p>また、航空分野では運航乗務員等の運航管理に国際民間航空条約の勧告に基づく「疲労管理」の手法が取り入れられ、これに基づく疲労管理による制限が導入され始めているが、これは個々の乗務便・乗務パターンによる乗務時間・勤務時間の制限等を設ける単発的な要素の強い勤務管理であり、主として個々の飛行の安全性について着眼するものであって、個々人の長期的な健康やストレスケアを目的とする規制ではない。こういった航空安全が求める「疲労管理」を包含しつつ、労働者のライフサイクルでの健康を守るという労働安全としての着眼点を踏まえた規制が必要である。</p>	継続要請
L03	2	航空労働者のメンタルヘルスケア	厚生労働省	B	<p>航空業界は、安全運航を第一義として使命とする観点から、平時においても高いレベルで心の健康問題に取り組む社会的責務があるが、職務の特殊性からストレスを受けることが多い。そこで、この点を理解したうえで航空労働者の職場環境改善に対して然るべき対応と必要に応じた指導監督を行うこと</p>	<p>航空機は24時間休みなく運航されていることから、運航乗務員、管制官、気象専門職、整備士、貨物の搭降載を行う職員などに至るまで、運航に携わる者は夜間勤務を含む不規則な生活を強いられる。また運航乗務員においては、一か月に多い時で14泊の泊りを伴う勤務スケジュールをこなし、国際線では時差を抱えた中で勤務することも多く、法の範囲内で働いていても疲労の限界を超えている場合もある。</p> <p>航空労働者のメンタルヘルスケアについて、厚生労働省には一般的なストレスチェックだけでは十分に把握できない特殊性の多い働き方について、そういった労働者の状況に着眼し改善する施策も行っていただきたい。</p>	継続要請